

プレーパーク	
学び	居場所
相談場所	インクルーシブ



事業のポイント

- 子どもが自然の中で自由に主体的且つ創造的な外遊びが出来る場として、砧地域にプレーパークやリーダーハウスを整備し、地域で子どもを見守り支える環境をつくる
- 地域の外遊び拠点として、外遊びの啓発・推進を行う
- 子どもの遊び場を中心とした多世代交流が生まれ、地域のコミュニティづくりにつながる

子供の意見聴取・整備内容等への反映

- 公園、児童館、地域交流イベント等の利用者や参加者を対象にヒアリングを実施し、プレーパーク整備に反映
- 子どもの意見を引き出すため、ヒアリングには児童館の勤務経験のある職員が対応し、プレーパークを知らない子でもイメージできるように、遊びのカードを用いて聞き取り
- 子どもの意見を踏まえて、フリースペースを広く確保し、自由に過ごせるように設計するなど、様々な意見を極力反映できるように工夫



学び	豊かな自然を生かした 自然体験学習 ができる機能を有するリーダーハウスを整備
居場所	プレーワーカーの常駐により 安心して過ごせる居場所づくり や、地域と協力し顔の見える 多世代交流 を実現
相談場所	子育て支援者やプレーワーカーによる相談対応 や、支援につながるサポート体制の構築
インクルーシブ	発達に特性のある子など 配慮が必要な家庭の受け入れ や 近隣施設との連携 を実施

子供の「遊び・居場所・インクルーシブ」を重点とする地域交流の拠点となる公園等再整備プロジェクト

墨田区

ボール遊び場

居場所

インクルーシブ



事業のポイント

- 墨田区内の3つの公園で、ボール遊び場、スケートボードパーク、インクルーシブ遊具などを整備
- 仮設のボール遊び場を恒久施設化することで、ドッジボール、サッカーのパスやシュート練習、バスケットボールのドリブルができるようになるなど、利用の幅が広がる
- 仮設のスケートボードパークを恒久施設化することで、利用時間が長くなり、初級・中級向けのセクションの増加が実現

子供の意見聴取・整備内容等への反映

- 設計時に小学校や児童館、幼稚園・保育園、近隣町会、老人福祉施設等にアンケート調査を実施し、ニーズを反映
- ボール遊び場については、どんな球技がしたいかなど、子供から直接ヒアリングを実施し、地域要望に沿って運用
- 仮設のスケートボードパークの利用者やボランティア団体の意見を設計に反映



居場所

子供からの需要が高いボール遊びとスケートボードが出来る場所を整備することで、家庭や学校以外の第3の居場所として公園の活用が期待できる

インクルーシブ

インクルーシブ遊具の導入により、誰もが一緒に遊べる空間をつくる

子どもの居場所と学びの場となる公園整備

目黒区

学び

居場所

インクルーシブ



事業のポイント

- 遊び・学び・ふれあい等の機能を備えた充実した子どものサードプレイスとなる公園を整備
- 緑が水を蓄える力を活用したグリーンインフラを整備し、トンボ等の生き物と呼ぶことで、子どもたちが生きものに触れる学びの機会を創出
- 子どもの声を反映した安全な遊び場を整備し、障害の有無にかかわらずあらゆる子どもたちが遊べるインクルーシブな公園へ

子供の意見聴取・整備内容等への反映

- 近隣の小学校や保育園・幼稚園でアンケート調査を実施し、広場の確保やみんなで滑る遊具を整備するなど、設計に反映
- 公園であおぞら意見交換会を開催し、親子連れに直接ヒアリング
- 小学校で出前授業を実施し、子どもたちが描いた絵やグループワークで出た意見を踏まえて、整備内容を検討



学び	グリーンインフラの整備により、生きもののすみかが生まれ、子どもたちが生きものに興味を持つきっかけ作りができる
居場所	出会いの場や生きものとのふれあいの場を創出することで、公園が居場所・学びの場となる
インクルーシブ	インクルーシブな遊具や施設の整備により、知らない子どもたちが出会い共に遊び楽しむ場を提供

8.【こども家庭庁】の来年度予算概算要求 ～いくつかの事例～

1. 若い世代が結婚・子育ての将来展望を抱けない

- ・未婚化・晩婚化の進行が少子化の大きな要因の一つ。
- ・若い世代が結婚やこどもを生み、育てることへの希望を持ちながらも、所得や雇用への不安等から、将来展望を描けない状況。
- ・若い世代の所得の持続的な向上につながる幅広い施策展開とともに、加速化プランの早急な実現、持続が必要。

2. 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

- ・女性の正規雇用における「L字カーブ」が存在。育児負担が女性に集中する「ワンオペ」になっている傾向もある。
- ・社会全体の意識の変革や働き方改革を正面に据えた総合的な対策をあらゆる政策手段を用いて実施していく必要。

3. 子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

- ・理想のこども数を持たない理由は、経済的理由が最も高く、特に第3子以降を持ちたいという希望の実現の大きな阻害要因。
また、0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児であり、「孤立した育児」の実態あり。
- ・公教育の再生は少子化対策としても重要であり、取組を着実に進めていくことが重要。また、学校給食費の無償化の実現に向けた実態調査を実施し、その上で具体的方策を検討。

1. 若い世代の所得を増やす

- ・賃上げ(「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環)
- ・三位一体の労働市場改革
- ・正規・非正規問題への取組(同一労働同一賃金の徹底、非正規雇用の正規化)
- ・「加速化プラン」における、ライフステージを通じた経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組等

2. 社会全体の構造・意識を変える

- ・ワンオペ育児の実態を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会
- ・こどもまんなか社会に向けた社会全体への意識改革
- ・育児休業の取得促進、育児期の柔軟な働き方の推進

等

3. 全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

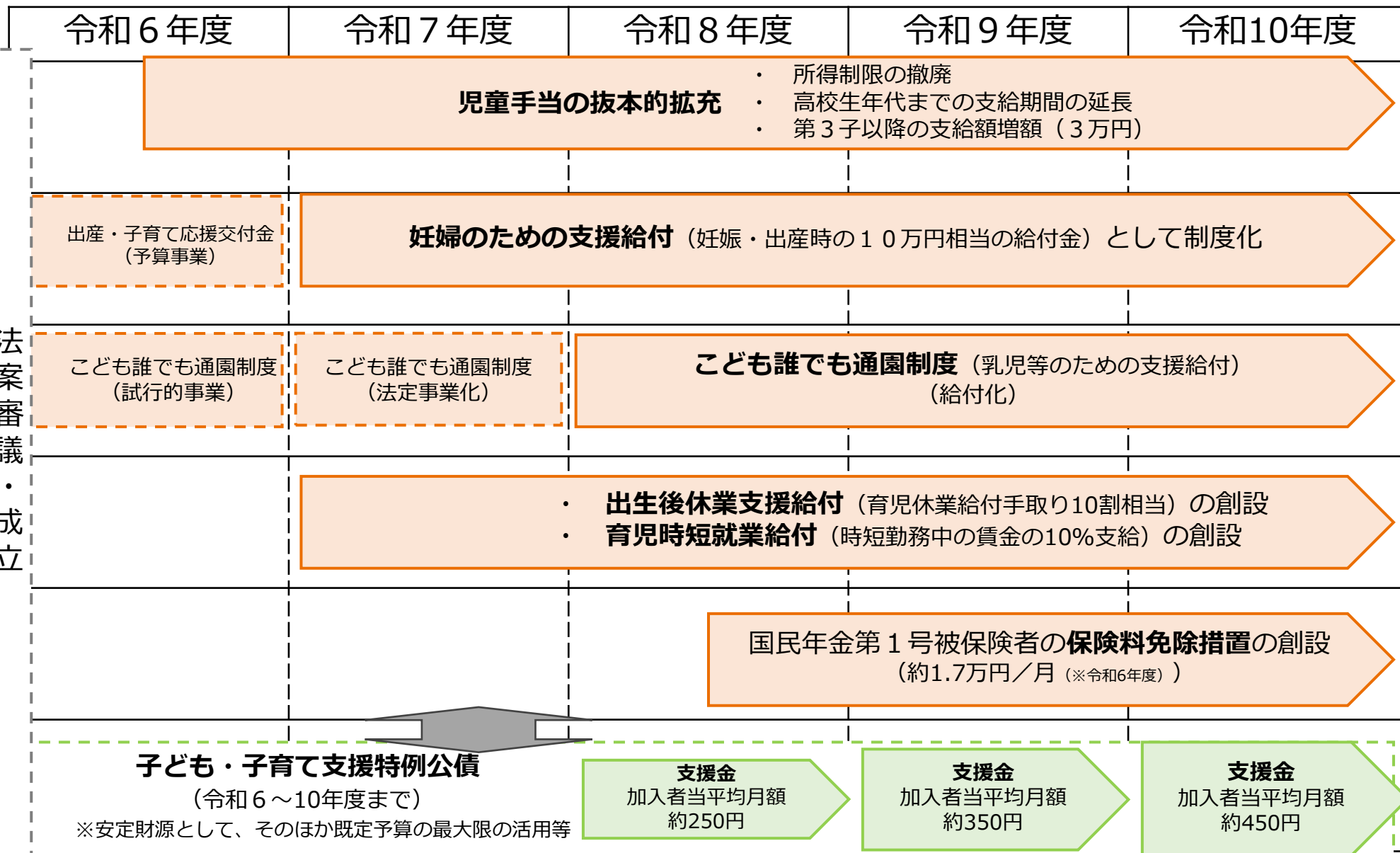
- ・今後、取り組むべきこども・子育て支援の内容
 - 全ての子育て家庭を等しく支援すること 保育所について量の拡大から質の向上へ
 - 妊娠・出産期から0～2歳の支援の強化
 - 多様な支援ニーズ(貧困、障害児・医療的ケア児、ひとり親家庭等)への対応
 - 「加速化プラン」の各種施策に着実に取り組むとともに、総合的な制度体系の構築を目指す
- ・こども政策DXの推進

等

「加速化プラン」実施のスケジュール

出典：こども家庭庁

法案審議・成立



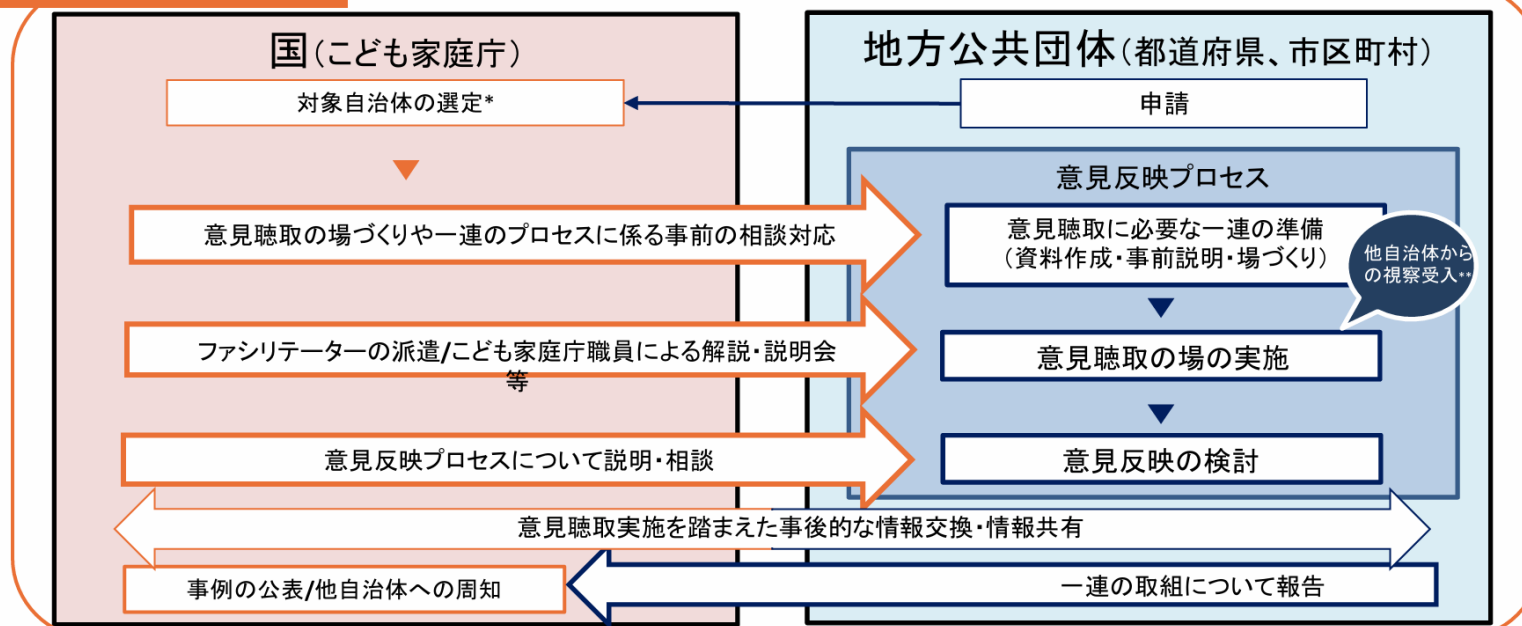
歳出改革・賃上げに向けた取組を先行・継続

1. 目的・概要

こども基本法では、こども施策の策定等に当たってこども等の意見の反映に係る措置を講ずることを、地方公共団体に対して義務付けています。

こども・若者からの意見聴取の場においては、こども・若者の意見を言いたくなるよう引き出すファシリテーターを活用するなどして、こども・若者が安心して意見を表明することができる場をつくることが重要である一方で、地方公共団体からは、そうしたファシリテーターを確保できないとの御意見が寄せられています。こうした状況を踏まえ、希望する地方公共団体に対し、意見聴取の場づくりを始めとする一連の意見反映プロセスについての相談対応や意見を聴く場へのファシリテーター等の派遣などを行うことで、地方公共団体における意見反映の取組を推進します。

2. 事業スキーム



*実施可否は申請内容を踏まえて、決定いたします。**好事例の横展開を主な事業目的としていることから、視察受入可能な自治体を優先して選定。

東京都 大田区	R5.12.6・13	児童館を活用したこどもの居場所づくり、地域の子育て環境の充実などの検討	30人 (小学生)	・ファシリテーター 8人 ・こども家庭庁職員 6人
------------	------------	-------------------------------------	--------------	------------------------------

地域少子化対策重点推進事業（補助率：3/4、2/3、1/2）

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

ライフデザイン・結婚支援 重点推進事業

補助率 **3/4**

- ・自治体間連携を伴う取組
- 新**・若い世代の描くライフデザイン等支援
- 新**・結婚支援事業者との官民連携型結婚支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化・地域連携
- ・地域の結婚支援ボランティア・事業者等を活用した伴走型結婚支援の充実

補助率 **2/3**

- ・上記以外のライフデザイン・結婚支援事業



結婚支援 コンシェルジュ事業

補助率 **3/4**

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい 社会づくり・機運醸成事業

補助率 **2/3**

- ・自治体間連携を伴う取組
- ・地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究

補助率 **1/2**

- ・上記以外の機運醸成事業



結婚新生活支援事業（補助率：2/3、1/2）

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活を経済的に支援（家賃、引越費用等を補助）する取組）を支援

- 【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下かつ世帯所得500万円未満
- 【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用
- 【交付上限額】 夫婦ともに29歳以下：60万円 夫婦ともに39歳以下（左記を除く）：30万円

- 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）※左記以外は一般コース（補助率：1/2）

都道府県が主導し、管内市区町村における取組を面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進



待機児童対策のための財政支援について

- 「新子育て安心プラン」に基づく実施計画の採択による財政支援や「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援については、令和7年度以降の保育提供体制の在り方を踏まえて、支援の内容及びその要件の見直しを行う。

現行の採択対象・財政支援等

- 【新子育て安心プランの採択要件】※採択数：603自治体（令和6年度）
- 財政支援を受ける各年度の4月1日時点において、
 - 待機児童が1人以上見込まれる市区町村（財政支援を受けないことにより待機児童が1人以上見込まれる場合を含む。）
 又は
 - 待機児童が見込まれない場合であっても今後潜在的なニーズも含め保育ニーズの増大が見込まれる市区町村

【採択により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（整備・改修）	国庫補助率の嵩上げ （1/2→2/3）
②保育士宿舍借り上げ支援事業	補助要件
③保育補助者雇上事業	補助単価の引き上げ （利用定員121人未満 233万 →310万 等）
④保育利用支援事業（予約制）	補助要件
⑤利用者支援事業 （特定型（保育コンシェルジュ））	補助要件
⑥一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）	補助要件
⑦放課後児童クラブ（整備）	国庫補助率の嵩上げ （1/3→2/3 等）

【待機児童解消に向けて緊急に対応する取組の対象自治体】

※参加数：448自治体（令和5年度末時点）

- 積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体

【参加により受けられる財政支援】

項目	内容
①就学前教育・保育施設整備交付金 安心こども基金（整備）	加算単価の引き上げ （土地賃借料加算： 17,500円→34,700円 等）
②保育所等改修費等支援事業 安心こども基金（改修）	補助単価の引き上げ （定員20名以上59名以下： 25,972千円→34,946千円 等）
③都市部における保育所等への賃借 料支援事業	補助要件
④民有地マッチング事業	補助要件
⑤広域的保育所等利用事業	企業主導型保育事業等において 単独で実施する場合の補助要件
⑥保育環境改善等事業 （環境改善等事業（緊急一時預かり 推進事業）	補助要件
⑦利用者支援事業（基本型）	夜間加算等の加算要件
⑧利用者支援事業 （特定型（保育コンシェルジュ））	補助要件
⑨一時預かり事業（一般型）	緊急一時預かり事業の補助要件

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数+事項要求（2,074億円の内数）

事業の目的

- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

事業の概要

- 令和7年度においては、令和8年度の本格実施を見据え、自治体における提供体制の整備を促すため、人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限を設け、その範囲内で多くの事業者が実施できるようにした上で、地域子ども・子育て支援事業において実施する。
- 事業は、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センターなど様々な施設・事業において行う。
- こども一人当たりの利用上限時間や人員配置、設備運営基準については、令和6年度の試行的事業の状況や「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」での議論も踏まえて設定する。

実施主体等

【実施主体】市町村（市町村が認めた者への委託等可。）

【対象児童】保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【補助単価】人口規模に応じた自治体ごとの補助総額の上限について、今後の検討会の議論等を踏まえながら設定予定

- | | |
|---------------------------------|----------------|
| ①乳児等通園支援事業の実施に必要な経費 | 1 自治体当たりの年額を想定 |
| ②指導監督員の雇上げに必要な経費 | 1 自治体当たりの年額を想定 |
| ③賃借料加算（令和7年度以降に賃借により開設した事業所に限る） | 1 事業所当たりの年額を想定 |

【補助割合】国：3/4 市町村：1/4

令和7年度概算要求額 816億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・子育て支援法に妊婦のための支援給付が創設され令和7年度から施行されること、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、児童福祉法の妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施する。

事業の概要

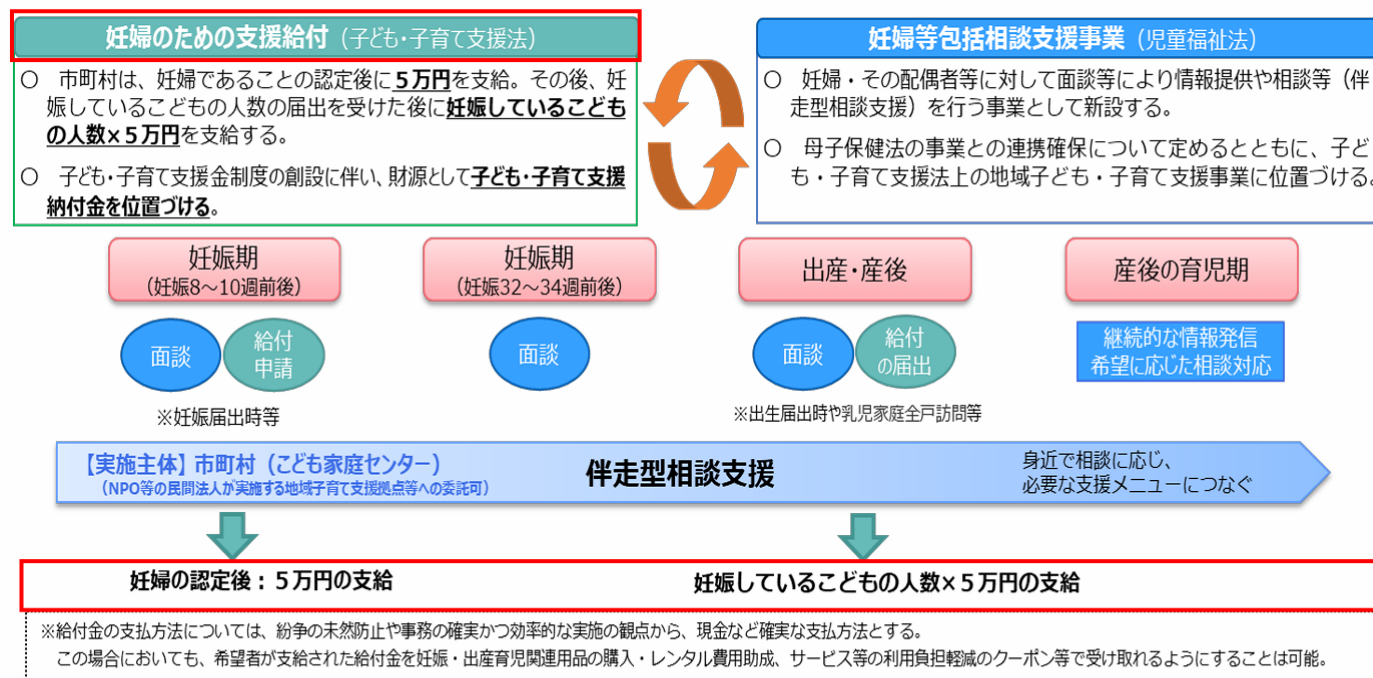
改正後の子ども・子育て支援法第68条第1項に基づき、市町村に対し、妊婦のための支援給付である妊婦支援給付金の支給に要する費用の全額に相当する額を交付する。

【妊婦のための支援給付の内容】

- ＜支給対象者＞
日本国内に住所を有する妊婦
- ＜支給に必要な手続・支給額＞
・妊婦は申請を行い、妊婦給付認定を受ける
⇒5万円支給
・妊婦給付認定を受けた者は、妊娠しているこどもの人数等を届出を行う
⇒妊娠しているこどもの人数×5万円を支給

【給付金の支給方法】

- ・現金振込等確実な支払方法
- ※希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることは可能。



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：10/10

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
令和7年度概算要求額 2,431億円の内数＋事項要求（2,208億円の内数）
※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）において、児童福祉法に、主に妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行う「妊婦等包括相談支援事業」を創設し、他の事業と同様に市町村の実施の努力義務等を規定するとともに、子ども・子育て支援法第59条第1号を改正し、妊婦等包括相談支援事業を同号の事業として地域子ども・子育て支援事業に位置づけることとした。
- 妊婦等包括相談支援事業として、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。

事業の概要

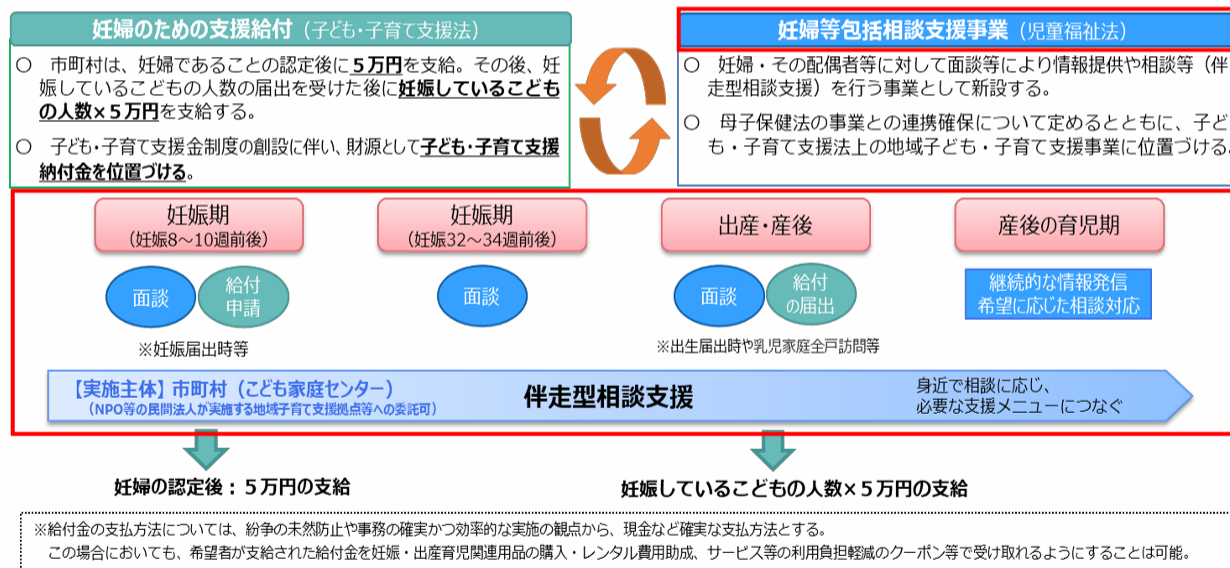
妊婦等包括相談支援事業に要する費用の補助を行うため、利用者支援事業（基本型・特定型・こども家庭センター型）に新たに「妊婦等包括相談支援事業型」を設ける。妊婦等包括相談支援事業の実施に当たっては、こども家庭センターごとに、面談等の対応件数が異なることから、それに応じた単価設定を行う。

【事業内容】

妊婦・その配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う。

【対象経費】

面談等の実施に必要な経費
（「妊婦のための支援給付」に必要となる費用は除く）



実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国：1／2

（都道府県：1／4、市町村：1／4）

【補助単価】こども家庭センター1か所あたり妊娠届出受理数

①700件以上：15,506千円

②700件未満200件以上：9,873千円

③200件未満：8,200千円

※こども家庭センターを設置していない自治体は、1自治体あたり1か所とする。

（参考）

令和6年度出産・子育て応援交付金
伴走型相談支援
こども家庭センター1か所あたり
単価：9,495千円 109

令和7年度概算要求額 27億円（一）

※令和6年度予算においては、妊娠出産子育て支援交付金に計上

事業の目的

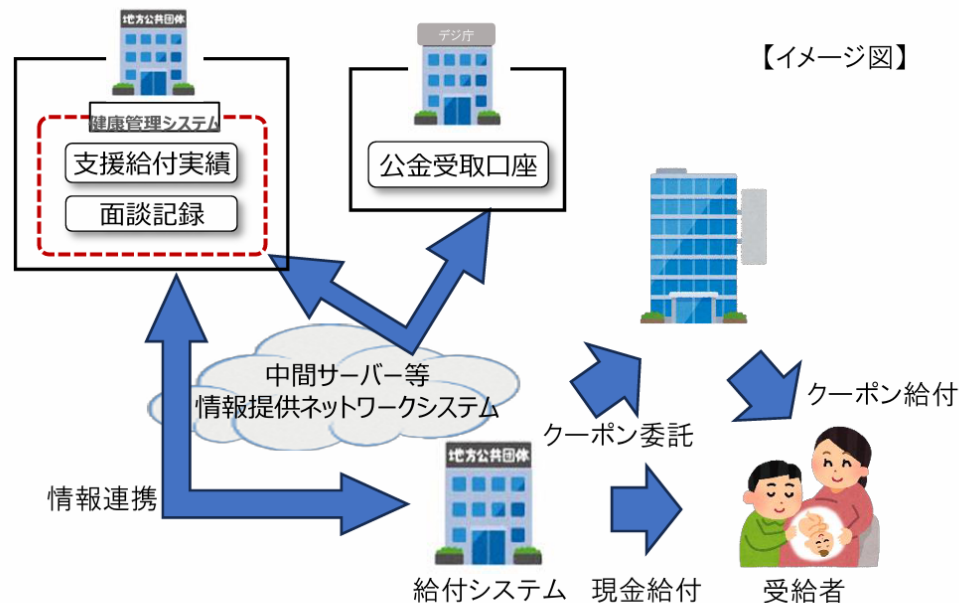
- 子ども・子育て支援法の妊婦のための支援給付を実施するために必要な体制整備やシステム構築等を行い、円滑な給付や運用の効率化を図る。

事業の概要

妊婦のための支援給付については、給付金を現金その他確実な支払の方法での支給としている。その上で、希望者については支給された給付金をクーポン等で受け取ることを可能としているため、都道府県又は市区町村が現金その他確実な支払方法又はクーポン等で支給するためにシステム構築等を実施するに当たって、必要な経費等を補助する。

【対象経費】

- ① 妊婦のための支援給付のためのシステム構築・改修費
現金及びクーポン等での支給に対応させるためのイニシャルコスト（システムを構築・改修するための経費）
- ② クーポン等の支給に係る委託経費
クーポン等での支給のためのランニングコスト（システムの保守費用、クーポン等支給ための委託費）
- ③ 妊婦のための支援給付のための事務費
妊婦のための支援給付のための人件費や振込手数料等の事務費
- ④ 自治体間情報連携に係るシステム改修費
転出入の際に給付履歴等を確認するためのデータ標準レイアウト改訂版へのシステム改修費



実施主体等

【実施主体】

市町村（特別区を含む）
（①②は都道府県も対象）

【補助率】

- ①、② 国 10/10
- ③ 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
- ④ 国 2/3 市町村 1/3

【補助単価】

- ① 都道府県10,000千円・市町村2,000千円
- ②～④ こども家庭庁長官が必要と認めた額

<子ども・子育て支援交付金> 令和7年度概算要求額 2,431億円の内数 + 事項要求（2,074億円の内数）

事業の目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当事業の全国展開を図る。こども家庭センターにおける困難事例などに対する受け皿としても活用する。

※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律（令和元年法律第69号）により、市町村の努力義務として規定された（令和3年4月1日施行）

事業の概要

◆ 対象者

産後ケアを必要とする者

◆ 内 容

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。（利用期間は原則7日以内）

◆ 実施方法・実施場所等

- （1）「宿泊型」・・・ 病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- （2）「デイサービス型」・・・ 個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- （3）「アウトリーチ型」・・・ 実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

◆ 実施担当者

事業内容に応じて助産師、保健師又は看護師等の担当者を配置。※ 宿泊型を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件

実施主体等

【実施主体】市町村（特別区を含む）

【補助率】国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※都道府県負担の導入（R6以前は、国1／2、市町村1／2）

【補助単価】

- （1）デイサービス・アウトリーチ型 1施設あたり月額 1,788,000円
- （2）宿泊型 1施設あたり月額 2,605,700円
- （3）①住民税非課税世帯に対する利用料減免（R4～） 1回あたり 5,000円
- ②上記①以外の世帯に対する利用料減免（R5～） 1回あたり 2,500円
- （4）24時間365日受入体制整備加算 1施設あたり年額 2,943,600円
- （5）支援の必要性の高い利用者の受け入れ加算（R6～） 1人当たり日額 7,000円
- （6）兄弟や生後4か月以降の児を受け入れる施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 174,200円
- （7）宿泊型について、夜間に職員配置を2名以上にしている施設への加算【拡充】
1施設あたり月額 244,600円

事業の実績



※ 実施自治体数は変更交付決定ベース

※ 産婦の利用率の算出方法

宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の各利用実人数の合計 / 分娩件数